

議員提出議案第 18 号

川口美記夫議員の議員辞職勧告決議案

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 23 年 10 月 3 日

提出者 宮崎市議会議員

串間 修



賛成者 宮崎市議会議員

黒木 通哲



"

岩井 一



"

田工 紀長



"

星山 健一



"

黒川 正信



"

郡司 計



"

戸高 弘之



"

内田 健太郎



"

鍋倉 利幸



"

鈴木 一成



"

松山 泰之



"

斎藤 了介



"

菊池 保真由美



一、瀬良尚印
日高義人印
日蝶原千年印
松山清子印
福井太良印
外良太印
森前登印
中川義淳行印
徳重一印
松田清一印
鳴日喜代子印
日高武章印
金丸萬寿雄印
戸敷栄一印
日高貞次印
上田武右印
徳満杏夫印



" 脇谷のりこ 勝幸 印
" 関師博史 印
" 下村建久 印
" 内村高彌 印
" 日高永昭 印
" 島田健一 印
" 谷口真理子 印
" 木戸由美子 印
" 上野悦男 印
" 伊藤庄海 印



宮崎市議会議長

前田広之 殿

原案可決

平成23年10月3日
宮崎市議会議長 前田広之



(別 紙)

川口美記夫議員の議員辞職勧告決議

本市議会は、川口美記夫議員の議員辞職を勧告する。
以上、決議する。

平成 23 年 10 月 3 日

宮崎市議会

理由

清潔にして公正な政治は、議会制民主主義の重要な要素である。市民の直接選挙によって選ばれた議員から構成される本市議会の任務は重大であり、また議員は、市民の信託に応えるため、姿勢を正して行動すべきことは論を俟たないところである。

平成 22 年 3 月に設置した政務調査費不正支出問題調査特別委員会における、同年 6 月 3 日の同委員会において川口議員は、「公金であるし、税金であるという重みというものは、十分理解しているつもりです」と発言するなど適切な執行を行っているかのような説明があった。

さらに川口議員は「政務調査費で議会報を発行している」と発言したが、その詳細を明らかにしなかった。

しかし、その後、平成 23 年 9 月 14 日に平成 18 年度から 4 年間にわたる議会報の印刷費約 230 万円を「政務調査費に誤りがあった」として返納した。

このことに対し、本市議会を代表し、同年 9 月 22 日に議長が川口議員に対し説明を求めたが、全てに「ノーコメント」と返答し、本市議会への説明責任を果たさなかつた。

このことは、多額の政務調査費をこれまでの間、不当に取得していたとの疑念を抱かせるばかりか、議会軽視とともに市民の本市議会に対する信頼を大きく失墜させ、その政治的・道義的責任は重大である。

川口議員は、事態の重大さを理解するならば、当然、自らの政務調査費に関する問題について、誠実に実態を明らかにした上で、議員としての身の処し方について、思い至ってしかるべきである。よって、宮崎市議会は、川口議員がその責任を自覚して議員を辞し、市民に陳謝し、自らの政治的・道義的責任を明らかにするよう勧告する。